

損害保險 實務講座

③ 船舶保險

東京海上火災保險株式會社 編

有 斐 閣

は し が き

わが国の損害保険事業が、まず海上保険の分野において近代的な形態のもとに開始されて以来、1世紀が経過した。この間、損害保険は経済の発展に伴い着実に普及し、現在では国民経済のなかに確固たる制度として定着している。

東京海上火災保険株式会社は、損害保険会社社員、代理店、損害保険を利用する人々、あるいはその研究者各位の参考書として、昭和29年と昭和39年の2度にわたり、実務講座と銘うって、損害保険全般に亘る体系書を刊行した。幸いに好評を得て版を重ねることができたが、今般ここに刊行する本講座は、前2回の講座に収録された成果を継承してはいるものの、最近の多面的な発展に対応して、原稿はすべて書き下しとした。前回の講座が完結した昭和41年以後の社会の変化にはめざましいものがあり、相次ぐ新技術の開発がもたらした生産活動や個人生活の変容は、一面では新しいさまざまな危険を発生させ、損害保険への新しい需要を創出してきた。社会のニーズに応じて、新たな保険が生まれ、また既存の保険も内容を大幅に改めてきている。本講座は、これらの新保険等をも網羅した。

今回の編集に際しては全8巻の構成とし、保険関係法の解説について、前回は執筆をお願いした田辺博通氏および大蔵省銀行局保険部保険第二課の諸氏の労を煩わしたほかは、東京海上火災保険株式会社の社員・関係者が執筆にあたった。実務家による執筆であるため、実務面の論述にはもとより万全を期してあるが、理論的裏づけにも配慮したつもりである。

最新の損害保険の参考書として、本講座が実務家や研究者などの読者から好評をもって迎えられることを祈ってやまない。

昭和58年3月

編集代表 渡 辺 文 夫
高 木 秀 卓

第3巻執筆者

船舶保険

香川 嵩
大岡 郁雄
瀬田 慎吾
富永 尚志
青木 治二郎
藤岡 賢三
中村 久生
鈴木 泰弘
今村 元春
香川 正行
西村 芳行
稲垣 斉
松尾 昇
吉本 卓雄
西谷内 力世
矢部 寿夫

損害査定

小林 勇
原田 一宏
福田 浩造
稲村 輝年
西野 亘
中西 正和

目 次

船 舶 保 險

A	序 説	1
I	総 説	1
1	船舶保険の機能(1)	
2	わが国の船舶保険事業の沿革(2)	
II	わが国船舶保険事業の現状	5
1	船舶保険の地位(5)	
2	市場の構成(6)	
3	業 績(7)	
III	船舶保険の運営機構	9
1	日本船舶保険連盟(9)	
2	イギリス(10)	
3	アメリカ(12)	
4	そ の 他(13)	
IV	わが国船舶保険事業の将来	13
B	船舶保険普通保険約款	16
I	は し が き	16
II	逐 条 解 説	17
1	当社が負担する危険と保険の目的の範囲(17)	
2	保険契約の無効(21)	

3	免 責—1 (24)
4	免 責—2 (28)
5	保険の目的の検査(34)
6	危険の変更又は増加—1 (35)
7	危険の変更又は増加—2 (37)
8	保険の目的の価額の著しい減少(39)
9	航海保険の始期及び終期(40)
10	委 付 の 原 因(41)
11	委 付 の 通 知(44)
12	委付された保険の目的の上に存する負担の帰属(46)
13	委付における修繕不能並びに救助費及び修繕費の定義(50)
14	委付と救助行為(55)
15	損害防止義務(56)
16	保険期間の延長(60)
17	てん補責任の基準(61)
18	海難事故の通知義務(62)
19	保険金の請求及び支払(63)
20	未払込保険料の控除(64)
21	保険料の返還—1 (65)
22	保険料の返還—2 (67)
23	裁判所の管轄(68)

C 船舶保険特別約款 70

I	総 説.....	70
II	第1種特別約款 (TLO) —「全損のみ担保」	71
III	第2種特別約款 (FAA S/C) —「全損および救助費担 保」	72
IV	第3種特別約款 (FPA absolutely 4/4 RDC)—「全損, 救	

助費および共同海損担保, 衝突条項付」	77
---------------------	----

V 第4種特別約款 (FPA unless 4/4 RDC Excess…% PA)	
——「全損, 救助費, 共同海損ならびに沈没, 座礁, 座州, 火災および衝突による単独海損であって保険価額の…%をこ える超過額担保, 衝突条項付」	79
VI 第5種特別約款 (FPA unless 4/4 RDC) — 「全損, 救助費, 共同海損ならびに沈没, 座礁, 座州, 火災および衝突による 単独海損担保, 衝突条項付」	82
VII 衝突損害賠償金てん補条項	82

D イギリスの期間保険約款 95

I 総 説	95
II 保険証券本文	96
1 概 説 (96)	
2 証券本文の構成 (97)	
3 証券本文の内容 (98)	
III 協会期間約款 (Institute Time Clauses-Hulls)	100
1 序 説 (100)	
2 逐条解説 (100)	

E 船舶保険の概説 120

I 概 説	120
II 保険の目的・被保険利益	121
1 保険の目的と被保険利益 (121)	
2 被保険利益の種類 (122)	
III 船舶保険契約の当事者および利害関係者	127
1 保険契約者 (127)	

2	被 保 險 者 (128)	
3	保 險 受 金 取 人 (128)	
4	保 險 金 請 求 権 の 質 入 (128)	
IV	保 險 価 額 , 保 險 金 額 , 保 險 制 限 金 額	132
1	保 險 価 額 (132)	
2	保 險 金 額 (134)	
3	保 險 制 限 金 額 (134)	
V	保 險 証 券 , 申 込 書 , 承 諾 書	135
1	保 險 証 券 (135)	
2	申 込 書 (136)	
3	承 諾 書 (136)	
VI	保 險 料	136
1	概 説 (136)	
2	保 險 料 の 返 還 (138)	
VII	共 同 保 險	140
VIII	船 舶 保 險 の 事 務 機 構	140
1	契 約 部 門 と そ の 事 務 (141)	
2	業 務 部 門 と そ の 事 務 (142)	

F 船 舶 再 保 險 147

I	総 説	147
II	保 有	147
III	再 保 險	148
1	任 意 再 保 險 と 特 約 再 保 險 (149)	
2	比 例 割 合 再 保 險 と 非 比 例 割 合 再 保 險 (149)	
IV	国 内 再 保 險 機 構	151
1	A B 再 保 險 機 構 (152)	

- 2 機構外契約の再保険(153)
- 3 修繕者賠償責任保険の再保険(155)

V 海外再保険155

G 各種の船舶保険157

I 一般商船の普通期間保険157

- 1 総 説(157)
- 2 保 険 価 額(159)
- 3 填 補 の 範 囲(162)
- 4 航 路 定 限(170)
- 5 拡 張 担 保(175)
- 6 保険料および保険料率(183)

II 漁船の普通期間保険196

- 1 総 説(196)
- 2 保 険 価 額(197)
- 3 航 路 定 限(198)
- 4 保険料率および填補の範囲(199)
- 5 漁船船主責任保険(200)
- 6 漁船保険組合による漁船保険(201)

III その他船舶の普通期間保険204

- 1 特殊船の普通期間保険(204)
- 2 小型鋼船の普通期間保険(206)
- 3 油回収船の普通期間保険(206)
- 4 木造船の普通期間保険(207)
- 5 押航船列(バージライン・システム)の普通期間保険(207)
- 6 係留物の普通期間保険(207)
- 7 水中翼船, ホーバークラフト等(208)

Ⅳ	船舶建造保険	208
1	総 説	(208)
2	保険契約者・被保険者・保険金受取人	(209)
3	保険の目的・航路定限	(210)
4	保 險 期 間	(210)
5	保険価額・保険金額	(211)
6	保険料率・保険料	(212)
7	填 補 の 範 囲	(213)
8	免 責 金 額	(217)
Ⅴ	船舶修繕に関する保険	218
1	総 説	(218)
2	船舶修繕保険	(218)
3	船舶修繕者工事保険	(220)
4	船舶修繕者賠償責任保険	(223)
5	船舶修繕費保険	(227)
Ⅵ	航 海 保 險	228
1	総 説	(228)
2	保険契約者・被保険者	(229)
3	保 險 価 額	(229)
4	填 補 の 範 囲	(230)
5	保 險 期 間	(231)
6	航 路 定 限	(233)
7	料 率	(233)
8	回航検査（サーベイ）	(234)
9	回 航 費 保 險	(236)
Ⅶ	船舶不稼働損失保険	237
1	総 論	(237)
2	引受上の原則	(239)

3	填補の範囲(242)	
4	内航船の不稼働損失保険(246)	
5	保 險 料(247)	
6	海外市場における不稼働損失に関わる保険(247)	
VII	船舶戦争保険	248
1	総 説(248)	
2	船舶戦争保険の引受内容(250)	
3	戦争危険に起因するその他の保険(257)	
4	イラン・イラク戦争と船舶戦争保険(258)	
IX	船舶運航に伴う賠償責任に関する保険	259
1	総 説(259)	
2	Protection and Indemnity Insurance (P & I 保険) (259)	
3	用船者の損害賠償責任保険 (Charterer's Liability Insurance) (268)	
X	海洋開発に関する保険	271
1	総 説(271)	
2	海洋開発に関する保険の特徴(272)	
3	石油掘削装置に関する保険(274)	
4	暴噴制御費用保険(278)	
5	油濁賠償責任保険(280)	
6	石油生産施設の建設工事保険(282)	
7	プラットフォーム, パイプライン, 1点係留ブイ等の保険(285)	
8	その他の海洋開発に関する保険(288)	
XI	係 船 保 險	290
1	総 説(290)	
2	保険契約者および被保険者(291)	
3	填補の範囲(291)	
4	航 路 定 限(292)	
5	保 險 期 間(292)	

- 6 保 険 料 率(293)
- 7 船 費 保 険(293)
- 8 普通期間保険契約から係船保険契約への切替え(293)
- 9 大型船舶の取扱(293)

損 害 査 定

A 船舶の損害査定—————295

- 1 損害査定業務の本質(295)
- 2 損害査定実務の基本的要件(296)
- 3 損害査定体制(298)

B 救 助—————299

I 総 説299

II 救 助 の 手 配301

- 1 遭難状況の調査(301)
- 2 救助業者の選定(302)

III 救 助 契 約304

- 1 概 観(304)
- 2 L O F(305)
- 3 日本海運集会所書式(308)
- 4 その他の救助契約方式(309)

IV 救 助 の 方 法310

- 1 概 観(310)
- 2 座礁、座州した船の救助方法(312)
- 3 沈没船の救助方法(312)

4	漂流船の救助方法(313)	
5	浸水した船の救助方法(314)	
6	船体傾斜した船の救助方法(314)	
7	火災を起こした船の救助方法(315)	
V	担 保 の 提 供	315
1	概 観(315)	
2	LOF の定める担保(316)	
3	日本海運集会所書式の定める担保(319)	
4	保証料の填補(320)	
VI	救助費の確定および保険者の支払	320
1	救助費の確定(320)	
2	保険者の支払(324)	
3	共同救助費と共同海損との関係(327)	
C	修 繕	329
I	総 説	329
1	船舶の分損と修繕費(329)	
2	約款の規定する修繕費(330)	
II	修繕費に関する取扱の慣行	332
1	基本的範囲(333)	
2	修繕地到着までの費用(337)	
3	造船所で要する費用(338)	
4	修繕に要するその他の費用(341)	
III	修繕の施行と修繕費の協定	342
1	修 繕 の 施 行(342)	
2	修繕費の協定(345)	
IV	修繕費追加担保特別条項	347

1 約款の規定(348)

2 担保する事故(349)

V 未修繕修繕費352

1 取扱実務の変遷(352)

2 未修繕修繕費の填補(353)

3 填 補 額(354)

D 全 損356

I 総 説356

II 現 実 全 損357

III 推 定 全 損358

1 保 険 委 付(358)

2 委付の原因(359)

3 委付の行使(364)

4 委付の効果(368)

5 委付物件の処分(373)

IV 協 定 全 損374

V 100パーセント分損376

E 衝 突 損 害377

I 総 説377

II 衝 突 の 意 義378

1 海商法における衝突(378)

2 船舶保険における衝突(379)

III 衝 突 の 効 果380

1 序 説(380)

2 事変による衝突(380)

3	過失による衝突(380)	
Ⅳ	船主有限責任の制度	390
1	船主の責任制限に関する立法例(390)	
2	船主有限責任条約の成立(391)	
3	わが国の船主有限責任制度(392)	
Ⅴ	損害賠償請求権の保存・行使と担保の提供	393
1	債権保全の措置(393)	
2	提 訴(400)	
3	担 保 の 提 供(402)	
Ⅵ	「衝突損害賠償金てん補条項」により填補される損害	404
1	衝突責任と填補義務の発生要件(404)	
2	衝突責任による損害の填補請求権者(409)	
3	衝突関係費用(410)	
Ⅱ	共 同 海 損	414
Ⅰ	総 説	414
Ⅱ	1974年ヨーク・アントワープ規則の成立	416
1	ヨーク・アントワープ規則の歴史(416)	
2	YAR 1974の成立(418)	
Ⅲ	共同海損の成立	420
1	文字規定の定める成立要件(420)	
2	損害および費用の範囲(424)	
3	運送人の過失と共同海損(425)	
Ⅳ	共同海損犠牲損害	427
1	船舶の犠牲損害(427)	
2	積荷の犠牲損害(431)	
Ⅴ	共同海損費用	434

1	救 助 費(434)	
2	避難港費用(437)	
3	代換費用(451)	
VI	共同海損の精算	456
1	各種の分担利益とその負担価額(456)	
2	損害額の算定(463)	
3	立替手数料, 利息および供託金(467)	
VII	共同海損の実務	471
1	海損精算人(471)	
2	共同海損分担保証状 (Letter of Guarantee) (472)	
3	共同海損盟約書 (Average Bond) (476)	
4	不分離約款 (Non Separation Agreement) (479)	
5	共同海損費用保険(480)	
6	共同海損精算書 (General Average Statement) (487)	
7	小額共同海損約款(488)	
8	略 式 精 算(489)	
9	時 効(489)	
索引		491

船舶保険

A 序 説

I 総 説

1 船舶保険の機能

船舶保険は海上保険の一種として、船舶を保険の目的とし、沈没・座礁・座州・火災・衝突・その他の海上危険によって生じた損害を填補する保険と定義されている。しかしその建造の開始より解撤（スクラップ）にいたる船舶の一生には文字どおりの海上危険に限らず種々の陸上の危険を伴うこともあり、また船舶をめぐる危険は、陸上の家屋や工場等がさらされる危険にくらべて一般にははるかに大きい。

さらに損害といっても物的な滅失、損害に限らず船舶をめぐる経済的損害には、船主、運航者等の費用収益の損失、損害賠償責任などさまざまな形態がある。

とくに、保険金額が 300 億円に達する LNG 船をはじめとして、VLCC と呼ばれる巨大なタンカーや貨物船などにいたるまで、一般に、船舶の価額は巨額であり、したがって、これら船舶を企業活動の用具として利用する海運、造船、海洋開発、水産、建設などの海上企業ないし海上関連企業の活動は、かかる特殊な危険、損害に対する合理的な保護策を講ずることなくしては成り立ちえない。船舶保険がこれらの不可欠な補助産業といわれるゆえんである。

このことは、海上企業の発展とともに船舶保険事業の成長があることを意味する。

今日、わが国の保有船腹量は 4159 万総トンで世界の船腹量 4 億 2470 万総トンの 9.8% を占め、リベリアについて世界第 2 位であり（1982 年 6 月 30 日現在）、